

3 関係機関との検討手法

行政内の検討を進める上で、各種防災情報の情報源または発信元となる関係機関や要援護者に係る社会福祉の関係機関と協議、あるいはアドバイスを受けることは、検討を効果的かつ効率的に進めるためにも有効です。

これらの関係機関の参加については、直接、行政内の会議に参加する方法や別途、アドバイザリー会議によりアドバイスを受ける方法のほか、個別にヒアリングを行う方法があげられます。協議内容またはアドバイスを受ける内容により、上記の方法を選定する必要があります。表 6に、検討に関わる機関を例示します。

✦関係機関の参加による検討における留意点

- (ア) 防災情報の情報源でもあり、発信元である河川管理者が行政内の検討会議に参加することは重要です。
- (イ) 交番・駐在所は地域との密着性も高く、警察では避難等に係る強制力を持っているため、災害時には特に連携が必要です。検討会議にも警察関係者の参加が望まれます。

表 6 検討に関わる機関（例）

関係機関名	検討におけるアドバイスの内容、協議内容
河川管理者	河川管理者が公表する浸水想定区域図や水防法上の予警報に係る基準水位に関するアドバイス
防災担当（県）	市町村を包括する広域的地方公共団体としての、防災活動の援助かつ調整の観点からのアドバイス
福祉担当（県）	市町村を包括する広域的地方公共団体としてのアドバイス
社会福祉協議会	福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組みを行う協議会からのアドバイス
警察	災害時における避難誘導等のための連携に係る協議